

# 農薬危害防止運動実施中

## 宮城県

宮城県では、令和5年6月1日～8月31日を農薬危害防止運動実施期間と定め、農薬の安全・適正使用を推進しています。農薬による事故を未然に防ぎ、消費者の皆さんに安全・安心な農作物を届けるため、農薬は適正に使用しましょう。

### 1 周辺環境や近隣住民に配慮しましょう

周辺に農薬が散布しないように風向きや気象条件に注意しましょう。特に、住宅地等では住民への健康被害が発生しやすいので、適切な散布作業に加え、事前周知や作業時の看板設置等により十分配慮しましょう。

### 2 農薬容器のラベルをよく読みましょう。

●対象作物 使用できる作物名	●適用病害虫 防除できる病害虫、 雑草名	●散布濃度・量 希釈倍数と散布量	●使用時期 使用可能な収穫前日数	●使用回数 製品毎の使用回数と 同一成分を含む剤の 総使用回数があります			
【適用害虫と使用方法】							
作物名	適用病害虫名	希釈倍数	10アール当り 散布液量	使用 時期	本剤の 使用回数	使用 方法	△△（有効成分 名）を含む農薬 の総使用回数
〇〇〇	アブラムシ類、 ハダニ類	1,000倍 1,000～1,500倍	200～300ℓ	収穫7日 前まで	2回以内	散布	3回以内

#### 【使用上の注意】

- ⚠ 効果・薬害等の注意
  - 周辺の作物にかかると薬害を生じる場合があるので、かからないよう十分注意する。
  - 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にかからないようにする。
- ⚠ 安全使用上の注意
  - 蚕、ミツバチに対して影響があるので注意する。
  - 散布の際は、農薬用マスク、手袋などを着用する。

農林水産省農薬  
登録番号の例

殺虫剤

農林水産省登録  
第〇〇〇〇〇号

登録された農薬には  
必ず表示があります

### 3 使用・販売する農薬の農薬登録を確認しましょう

農林水産省の登録番号や使用方法等が表示されている農薬及び特定農薬のみ使用・販売できます。使用の際は、定められた使用方法を守りましょう。

### 4 土壌くん蒸剤（クロルピクリン剤等）の取扱いに注意しましょう

くん蒸作業を行うにあたっては農薬が周辺に揮散しないように必ず被覆しましょう。また、土壌くん蒸専用マスク、手袋等を使用し、作業者自身が被ばくしないように気をつけましょう。

### 5 農薬の容器を移し替えたりせず、鍵のかかる場所に保管しましょう

誤飲・誤食を防ぐため、農薬を飲食品の容器に移し替えることは絶対に避けましょう。また、保管場所は施錠し、農薬の使用状況を記録する記録簿を備え付け、在庫状況を確認できるようにしましょう。

### 6 農薬散布作業中・作業後の事故に注意しましょう

農薬事故はマスクや防除衣などの装着不備、強風下での散布、長時間散布による疲労などに起因している場合が多いので、基本的な注意事項を守りましょう。

# 万一、身体に異常を感じたら

農薬の中毒症状は多種多様で、嘔吐、下痢、腹痛、頭痛、かぶれ等があります。散布中や散布後、身体に異常を感じたら農薬の容器を持って、直ちに医師の診断を受けましょう。  
なお、処置法等で不明なことは、医師から下記に問い合わせてもらいましょう。

## ●公益財団法人 日本中毒情報センター

一般専用（情報提供料：無料）		医療機関専用（1件につき2,000円）	
大阪中毒110番 (365日 24時間対応)	072-727-2499	大阪中毒110番 (365日24時間対応)	072-726-9923
つくば中毒110番 (365日9時～21時対応)	029-852-9999	つくば中毒110番 (365日9時～21時対応)	029-851-9999

## ●農薬の適正使用に関するお問い合わせ、及び農薬と疑われる資材に関する情報提供は下記までお願いします。

公所名	所在地	電話番号・FAX番号	管轄する市町村
大河原地方振興事務所 農業振興部農業振興班	〒989-1243 柴田郡大河原町字南129-1	電話:0224-53-3289 FAX:0224-53-3138	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
仙台地方振興事務所 農業振興部農業振興班	〒981-8505 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17	電話:022-275-9250 FAX:022-275-0296	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村
北部地方振興事務所 農業振興部農業振興班	〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1	電話:0229-91-0717 FAX:0229-23-0910	栗原市、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
東部地方振興事務所 農業振興部農業振興班	〒986-0850 石巻市あゆみ野五丁目7番地	電話:0225-95-7809 FAX:0225-95-2999	石巻市、登米市、東松島市、女川町
気仙沼地方振興事務所 農業振興部農業振興班	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6	電話:0226-24-2534 FAX:0226-22-1606	気仙沼市、南三陸町
病害虫防除所	〒981-8505 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17	電話:022-275-8960 FAX:022-276-0429	県内一円
みやぎ米推進課 環境対策保全班	〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1	電話:022-211-2845 FAX:022-211-2849	県内一円

## 宮城県では農薬に関する資格制度を設けています。

### ■農薬管理指導士

農薬の取扱いについては、安全性を十分確保することが必要であることから、農薬取扱者及び使用者（農薬販売者、農薬使用者、防除業者及びゴルフ場等）を対象として「農薬管理指導士」を認定し、農薬を扱う資質向上と意識啓発を図り、農薬安全対策を推進しています。

農薬関連情報を以下のホームページで提供しています。

みやぎ米推進課 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noenkan/>

病害虫防除所 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/byogai/>